

【重要】香港での小売販売行為について

香港では、「訪問ビザ」で可能な商用活動の範囲は極めて限定されており、何らかの商用活動を行う場合には、期間の長短及び報酬の有無に拘わらず「就労ビザ」を取得する必要があります。

香港入境事務處は、抜き打ち的に取り締まりを行っており、仮に「就労ビザ」を取得することなく商用活動と見做される活動を行っていると疑われた場合には、「入境条例」違反にて逮捕・拘留される可能性があります。また、当該本人の雇用主も同様に「入境条例」違反となります。

【在香港日本領事館からの注意喚起】

▼「香港にて短期商用活動を行う際の就労ビザ取得に関する注意喚起」

(2017/12/28) http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/docs/ryoji_announcement_visa_20171228.pdf

▼「短期的な活動のために来港する際の香港就労査証の要否・手続等についての説明会概要」

(2018/7/12) <https://www.hk.emb-japan.go.jp/files/000380758.pdf>

Food Expo PRO 2023 におきましても、3日目(8/19)の一般開放日に「小売販売行為」をする場合、現地人材を手配せずに日本人のみで対応する場合は就労ビザの取得が必要です。

つきましては、申込にあたりましては、以下をご確認のうえ、「入境条例」違反とならないよう、ご検討頂きますようお願いいたします。※試食の無料提供は、小売販売行為には該当しないため就労ビザは不要です。

※一般開放日は現地法人のある場合を除き、「試食の無料提供」をされることをお勧めします。

【小売販売行為の有無による要件の違い】

	要件
1. 小売販売行為を行わない場合	<p>◎小売販売行為を行わない場合でも、<u>食品輸入者・卸売業者の登録免除申請</u>をすることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 申請者：出品者➤ 申請先：香港政府食物環境衛生署➤ 申請フォーム：<u>FEHB249</u> (申請フォーム／サンプル記入例)➤ 注意：<ul style="list-style-type: none">✓ 承認手続きには14日程度かかりますので、1カ月前の<u>7月14日(金)までの提出</u>をお勧めします。✓ 詳細は、以下の食物環境衛生署ウェブサイトより「Guide to the Registration Scheme for Food Importers and Food Distributors」 Article 8.5 (P.15) をご参照ください。 http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/FSO_faq.html

2. 小売販売行為を行う場合

1. 条件：出品者が食品輸入者・卸売業者の登録済みの現地法人・現地代理店等を有していること。

2. 手続き：小売販売行為を行う主体によって手続きが異なります。

(1) 現地人材（※）または就労ビザを持つ外国人材が小売販売行為を行う場合：

（※新たに現地人材を雇用する場合は次ページ参照。）

「香港政府食物環境衛生署」に所定のフォーム（FEHB245）を申請する必要があります。

- 申請者：現地法人・現地代理店
- 申請先：香港政府食物環境衛生署
- 申請フォーム：**FEHB245**
- 商品による手続きの違い：

① 既に輸入実績がある商品について：

現地法人・現地代理店が FEHB245 の登録をしている場合は、改めて申請する必要はございません。承認書のコピーを出品ブースに持参ください。

② 輸入実績がない新規カテゴリーの商品について：

新規商品に対する現地法人・現地代理店による FEHB245 の新規登録が必要です。

- オンライン申請先：

http://www.cfs.gov.hk/english/public/public_fifdrs/fehb245.html

(2) 就労ビザを持たない外国人材が小売販売行為を行う場合：

「香港入境事務處」に**就労ビザ**を申請する必要があります。

- 申請者：出品者、現地法人・現地代理店
- 申請先：香港入境事務處
- 手続き：以下をご覧の上、お手続きください（オンライン申請はありません。）。

（※出品者と現地法人・現地代理店双方の書類が必要です。）

<http://www.immd.gov.hk/eng/services/visas/GEP.html#secondTab>

- 注意事項：

- ✓ 就労ビザ申請には、現地法人・現地代理店が申請書式（ID 990B）に記載する必要があるため、現地の関係先企業などに「雇用主（招聘者）」になってもらう必要があります。
- ✓ 新たな申請に関する審査には通常最短でも 4 週間を要しますので、ご承知おきください。

【参考】

▼就労ビザの種類とその取得方法：香港（ジェトロウェブサイト）

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/04A-010935.html>

▼（参考）在香港日本国総領事館ウェブサイト

<http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index.html>

【参考】香港の人材派遣会社の例】

※小売販売行為を行うために現地人材を雇用する場合の現地の主な人材派遣会社としてご参照ください。

パソナ アジア 17/F, Ashley Nice, 9-11 Ashley Rd, TST, KLN, Hong Kong Tel: (852) 2882 3913 (担当：宮田氏) Email: jpnhk@pasona.com.hk	ExPro Services Co. 17/F, 80 Gloucester Road, Wanchai, Hong Kong Tel: (852) 2132 6792 Email: ccheung@expro.hk
LTG ソリューション株式会社 東京都中央区銀座 7-13-6 サガミビル 2 階 Tel: 080-3248-1884 (代表取締役 ハツ橋氏) Email : yatsuhashi@l2g.jp	PERSOLKELLY Hong Kong Limited 6/F, Tower 2, The Gateway, 25 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong Tel: (852) 2281 0000 Fax: (852) 2281 0099 Email: hkevent@persolkelly.com
ADECCO Personnel Limited 22/F Shui On Centre, 6-8 Harbour Road, Wanchai, Hong Kong Tel: (852) 2895 2616 Fax: (852) 2895 3571 Email: exhibition.hk@adecco.com	Provention Limited Rm D2, 1/F, King Yip Factory Building, 59 King Yip Street, Kwun Tong Tel : (852) 3706 8920 Email: info@provention.com.hk
Besteam Personnel Consultancy Limited Unit 705-706, 7/F., Kowloon Centre, 33 Ashley Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon Tel: (852) 2736 8202 Fax: (852) 2735 9726	TalentGroup Asia (Hong Kong) Limited 15/F Soundwill Plaza 2 - Midtown, 1-29 Tang Lung Street, Causeway Bay, Hong Kong Tel: (852) 3893 9348 Email: ivy.choy@talentgroup.asia
Certis Centurion Facility Company Limited Unit 2008-2011, 20/F, CDW Building, 388 Castle Peak Road, Tsuen Wan, Hong Kong Tel: (852) 6117 2697 Fax : (852) 2423 3223 Email: fredyf_tung@certisgroup.com	※必ず手配する前に費用や支払方法等について事前にご確認ください。万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび香港貿易発展局では一切の責任を負いかねます。 ※お断り：リストの第三者への提供はお断りします。

【お問合せ先】

香港貿易発展局 (HKTDC: Hong Kong Trade Development Council)

東京事務所 (担当：後藤) TEL: 03-5210-5858 Email: akio.goto@hktdc.org

大阪事務所 (担当：藤崎) TEL: 06-4705-7030 Email: eriko.fujisaki@hktdc.org